

高齢化した知的障害者の地域生活移行／地域生活定着支援のあり方についての一考察
～刑余者支援として関わるソーシャルワークの実践事例から
「支援を展開する活動とは何か」について考える～

A Study of Social Welfare Practice Regarding Transition Support / Local Settlement Support in Communities for People with Disabilities
: A Case Study of Social Work Practices and Processes for Developing Activities to Provide Support for Ex-convicts with Disabilities

植木 是
Ueki Nao

(要約)

支援を必要とする当事者の最善の利益に貢献するための社会福祉の目的（理念）を達成するための方法・手段（技術）としての、「生活支援」とは何か。本稿では、現場で生活を支えるために必要とされてきているものとして、例えば支援=「支援を展開していく活動」には、どういった役割・機能が求められてきているのか。ケース・スタディを通して考察を深め、結論として、今後の草の根での社会福祉実践（ソーシャルワーク・プラクティス）の展開過程には「ソーシャル・サポートネットワーク」の視点を持って活動していくことが大切であることを示し、実践・現場における展望のひとつとしてつなげていく機会とした。

(キーワード)

高齢、知的障害者、地域生活

I. 研究目的

支援を必要とする当事者の最善の利益に貢献するための社会福祉や介護福祉の目的（理念）を達成するための方法・手段（技術）としての、「生活支援」とは何か。また、実際の現場において、支援を必要とする対象者に対して、具体的なアプローチ（接近方法）として実践する「生活支援技術」（援助技術論）とは何か。本研究の第一の目的は、①支援を必要とする当事者の生活を支えるための現場に必要な生活支援とは何か、について考えていくことにある。そのなかでも、障害者支援施設や共同生活援助（旧：共同生活介護）などの「くらし」支援の現場では、利用者ケースの重度・重複・高齢・多様化が年々進んできていることが近年の大きな実践的課題である。その現場においても、とりわけここ数年においては、地域移行や地域定着などの地域生活支援サービスが制度化され、当事者中心・本人主体のケースマネジメント・アプローチが盛んになってきている。本研究、とりわけ本稿では、こういった社会福祉実践の流れを背景としながら、第二の目的として、②「刑余¹者²支援」を引き受け、つなげ、支援している現場においても「高齢」「障害者」領域へ配慮した支援の在り方が求められてきていること（実践的課題）を実践研究の中から明らかにしたい。そして、それらの現場で生活を支えるために必要とされてきているものとして、③例えば支援=「支援を展開していく活動」には、どういった役割・機能が求められているのか。事例研究を通して分析・検討し、考察の中から検証してきたものから今後の

社会福祉実践（ソーシャルワーク・プラクティス）の課題として「支援を展開していく活動」とは何かを明らかにしていきたい。こういった活動研究を通して、「生活支援」や「支援を展開していく活動」とは何かを日々支援者は問い合わせながら当事者とその生活を支える現場に向き合い続けていくことの大切さと、そういった実践過程を生活支援技術につなげていくことこそが必要であることを明らかにしていく（実践論）作業過程³の機会としたい。

II. 研究方法

【実践研究（質的研究）】とする。本稿では、地域生活定着支援ケースを、相談支援事業所に勤務する相談支援専門員と共同生活介護事業所に勤務する定着支援ワーカー及び支援関係者による実践事例を総括・検討し、【事例研究方法】により分析する。そして、次の4点の支援ポイント（表1）に着目して支援が展開してきた過程を確認分析し、「当事者支援に必要な『支援を展開していく活動』」とは何か、その特徴を明らかにすることを試みた。

【質的研究〔事例研究法〕：①対象者；A氏、男性、知的発達障害（軽度）、②研究期間；201X年12月～201X+1年9月、約2年間】

表1. A氏の支援過程を明らかにしていくための4点の支援ポイント[研究方法]

（「当事者支援に必要な『支援を展開していく活動』」とは何か、その特徴を明らかにする視点から）

1.	刑余者本人中心支援
2.	地域定着支援センターなどの専門関連機関との連携体制の強化
3.	地域支援関係者への啓発活動
4.	刑余者本人が安心して暮らせる居場所と仲間づくり

（＊共同生活援助事業所、地域生活定着支援センターとの連絡調整会議等を参照に、著者作成。）

III. 倫理的配慮

事例に関するデータの管理は、「社団法人日本社会福祉士会倫理綱領」に基づき、十分な秘密保持の配慮を行った。また、事例使用にあたっては、「社団法人日本社会福祉士会の事例を取り扱う際のガイドライン」に基づき、事例の内容について、その本質や分析の焦点が損なわれない範囲において特定の事例として判別できないように大幅に修正もしくは改変し、また、リアリティを損ねない範囲で匿名化し、本人・家族及び関連する所属関連機関・地域関係者に了承を得たうえで、加工したものである。

IV. 事例紹介

1. 事例紹介（本人との対話と生活支援の現場から）

表2. 事例概要：A

【事例概要】対象者A（男性、60代後半）。知的障害（当時、手帳等未取得⇒療育手帳・障害支援区分の取得・認定に向けた支援からつながる）。
・中卒後、日雇い労働や露天商などで各地を転々とする。万引きや道路交通法違反、対人トラブルなど繰り返すうちに、不況で親方や親類から見離されていくなかで、行動問題とりわけ累犯行動を伴う刑余者支援ケースとして支援を重ねてきた。
・刑務所退所後、各地を転々とする生活。そのなかで、公的な地域生活定着支援センターの支援を経てから救護施設、障害者相談支援センター、福祉サービス（SS、生活介護など）などにつながるまでの間に何度かホームレス生活歴あり。
・これまでの生活歴では多少の不器用さはあるものの、持ち前の性格の明るさと仕事仲間との集団生活で養ってきた度胸で、ADLとIADLともになんとか自立して乗り切ってきていた。無職となり、頼れる身寄りもない環境下では、小学生時代の同級生と県外から影で応援してくれている年の離れた姉の助言や物資支援などにより、何とか荒れ山野の雑地に掘立小屋を自分でつくり、ホームレス生活をしてきた。が、厳しい野営生活の中で視力や聴力のほか体力も疲弊してきており、知的にも加齢に伴った衰えが見られ始めている。心身不調を自覚することも多くなってきた。
・自立心が高く、元来の頑固な性格で、他人の話をあまり聞かないこともあります、対人トラブルが繰り返された様子。

2. A氏の生活の場における支援時期区分ごとの特徴

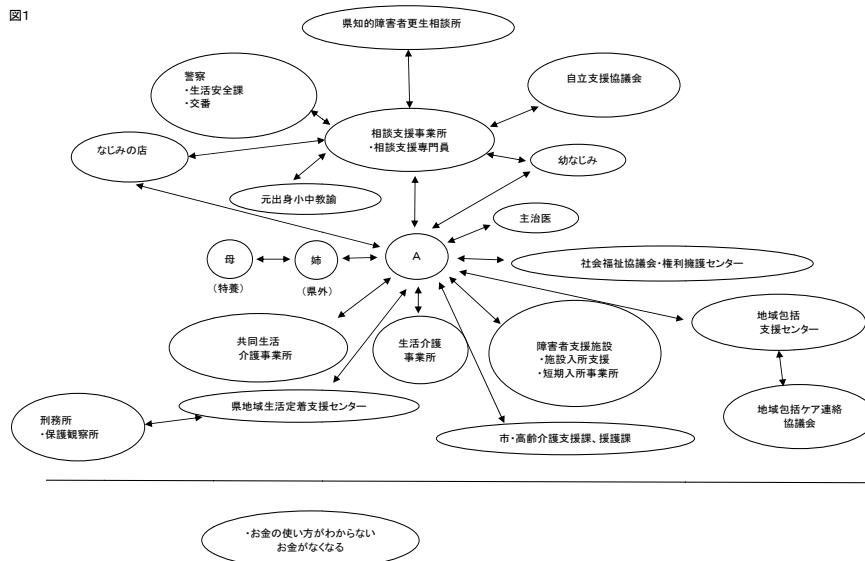
(1)A氏に関する約2年間の関わり支援とその支援経過の記録を分析した結果、A氏のこれまでの生活における変化を以下の5つ、I期～V期に区分することができる（表3）。なお、1～6は、主に福祉事業所による福祉サービス支援によるもの、（ ）内は相談支援専門員による相談支援である。

表3. クライエントへの支援過程の分類と内容。

I期 （～3カ月） 居住及び就労・所得不安定期	生活基盤：ホームレス生活。無職。 1. 定期訪問 (この間、生活保護申請。)
II期 （～4カ月） 居住不安定期	生活基盤：ホームレス生活 1. 定期訪問、2. 定期面談 (この間、障害者福祉サービス利用へ向けた支援を開始。療育手帳申請⇒中度。障害程度区分認定申請⇒区分4。)
III期 （～6カ月） 福祉サービス体験利用期	生活基盤：ホームレス生活 1. 定期訪問、2. 定期面談、3. ショートステイ体験利用、 4. 生活介護体験利用 (この間、健康管理面での支援体制強化に向けた支援を展開。保健医療関係者への顔なじみの関係づくり、かかりつけ医へのつなぎ支援、障害者年金申請、など。)
IV期 （～8カ月） 福祉サービス利用開始期	生活基盤：1. ロング・ショートステイ利用 2. 定期訪問、3. 定期面談、4. 生活介護利用 (この間、刑余者支援に理解のある知的発達障害専門の精神科Drへのつなぎ支援。)
V期 （～1年6カ月） 福祉サービス利用安定定期 生活基盤：1. ケアホーム入居、	生活基盤：1. ケアホーム入居、 2. 生活介護利用、3. 日常生活自立支援事業利用、4. 定期訪問、5. 定期面談、6. 地域定着支援(この間、住所地変更支援、地域定着支援に向けた地域連携支援。)

3. A 氏と A 氏を取り巻く環境—A 氏への支援関係図—(1)A 氏に関する約 2 年間の関わり支援とその支

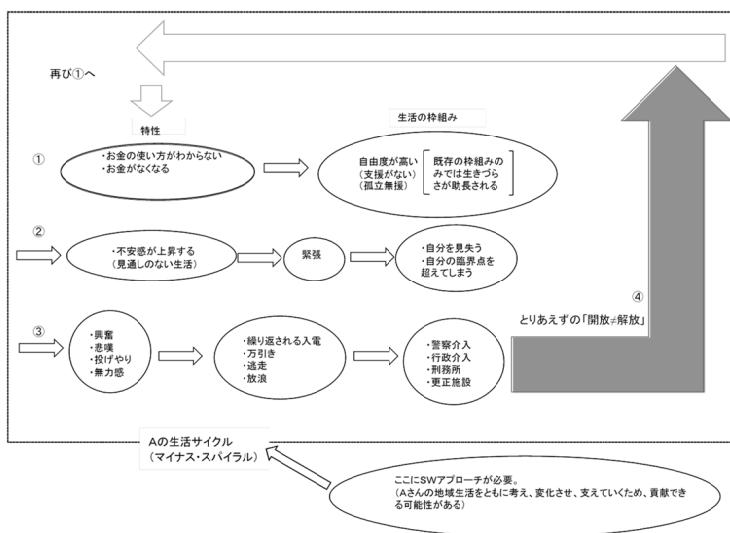
図1



1. 参照)

(2)A 氏の生活上の困りごとスパイラルと SW の支援の可能性

また、図1にある〔困りごと因子①〕「お金の使い方がわからない・お金がなくなる」からみた生活の



4. クライエントとの対話分析からみる必要な支援・ニーズ

3 で取り上げた支援環境図と生活サイクルおよび2 であげた表3 の支援過程で、主にみられたクライエントの発言内容の抜粋から、「当事者の声」を聴いていく過程で必要とされる支援・ニーズとは何かを情報共有会議、ケース会議等の場で検討し整理したものを以下に示す(表4)。

援経過の記録を分析した結果、A 氏のこれまでの生活に変化をもたらしたいくつかの支援方法と支援資源がある。ここでは、図1 「A 氏を取り巻く環境—支援関係図—」として、整理しておく([困りごと因子①]「お金の使い方がわからない・お金がなくなる」も図下の下線層に示しておく)。(図

困りごとスパイラル(実践仮説)について、実践の役立てのため、ケースカンファレンス等で SW の支援の可能性について問題整理し支援課題へのヒントとしてきたものを、図2 に示しておく。(※①～③は、〔困りごと因子〕。④は、本人が「ややこしい」「じゃまくさい」と感じた状況から、〔本人がとりあえずは「解放された」(本人談)と感じる、つながり転換の場面]。)(※ここでいう「SW アプローチ」とは、そのなかでも、特に、ともに寄り添い支援していく「伴走型支援」を目指す活動のことをいう。)

表4. ((1)～(3)) : クライエントとの対話分析からみる必要な支援・ニーズ

(1) : (Ⅱ期)
加齢に伴う自分の心身の変化の気づき、できていたことができなくなってくることからの漠然とした・・・「不安感」
1) 「頭がまわらんくなってきた・・・」、2) 「若い時は、むちやをようしようとしたけど・・・」 3) 「わからへん」、4) 「だんだん、むずかしくなってきた・・・」 5) 「体がだるいさかいに、病院連れてってくれへんか・・・」
⇒必要なニーズ・支援
①見守り支援、②ゆっくりと自分のペースを大切にしながら取り組むための支援、③生活をわかりやすく構造化するための支援
(2) : (Ⅲ期)
他とは異なる生活歴・生活習慣からくる疎外感、集団からの孤独感・孤立化を背景とした心理的・精神的不調からくる問題行動・・・「行動問題」
1) 「えらそうなこというやつばかりやから、こんなところ出ていく」、2) 「はらたつ！」、 3) 「みんなうつとうしい！」、「もうどうでもいい！」
⇒必要なニーズ・支援
①他者との関係性の中で自分を見つめ直すための支援、②自分自身の時間を持つことができるような支援、 ③心を落ち着けるための支援
(3) : (Ⅳ期)
他の知的障害者との生活歴・生活習慣や障害種別・障害程度の違いからくる戸惑い、不安・・・「孤立感」
1) 「みんな何考えとんのかわからへんし・・・」、2) 「やかましい。意味のわからんやつばかりや・・・」、 3) 「ええ子もようけおるけど。ちがうやろ。俺とは・・・」
⇒必要なニーズ・支援
①自尊心を回復させるための支援、②他者と同じ時間を過ごすことができるための支援

(＊表4 (1)～(3) の分類：(～期)は表1の支援過程。1)～5)はクライエントの発言(内容抜粋)。①～③は必要とされるニーズ・支援(支援経過から抽出)。支援過程の中で主にみられた対話内容から分析。)

4. クライエントに対して援助者がこれまでどのような介入をしてきて、クライエントがどのように変化してきたのか、を以下(表5)に示し、考察へ向けた素材とする。

表5. クライエントへの働きかけ(介入)の前と介入手段および介入後の状況

状態・領域	働きかけ(介入)前	介入手段および介入後
1. 健康状態	①長期間に及ぶ住居及び就労不安定生活歴による心身疲労困憊状態	①精神科受診、内科受診、相談支援、生活介護、短期入所支援、施設入所支援、共同生活介護 ⇒精神的安定と体力の回復。
2. 機能障害	①知的障害、加齢に伴う認知症、②加齢に伴う身体機能の全体的低下	①精神科受診、内科受診、相談支援、生活介護、短期入所支援、施設入所支援、共同生活介護⇒精神的安定と体力の回復、②メガネの利用、心身状況と本人の希望にあった衣服の利用、構造化された療育的支援メニューの提示 ⇒精神的安定と体力の回復。
3. 活動制限	①家事・入浴・排泄など日常生活全般にわたる支	①相談支援、生活介護、短期入所支援、施設入所支援、共同生活介護

	障、②移動の支障、③地域理解の難しさによる地域生活全般にわたる支障	⇒支援スタッフによる自立支援により集団と個別メニューへの参加。 ②支援員による付き添い支援、ガイドヘルプボランティア ⇒買い物や行事などの余暇、外出を楽しむことへの興味。③地域啓発研修や障害者教養啓発事業、本人への付き添い行事参加など。 ⇒支援関係の中で、地域での本人への理解が広がり深まることにより、地域への外出の機会と見守り支援の機会が増える。
4. 参加制約	①野営生活による狭い居住環境、人間交流	①相談支援、生活介護、短期入所支援、施設入所支援、共同生活介護、レクリエーション、文化教室、ガイドヘルプボランティア、地域行事、外出支援。 ⇒地域での自立生活、人間関係の広がり。 ⇒支援関係の中では門限等の集団生活ルールがあるため、定期的支援を得ながらの外出の機会の保障等により、対人トラブルを軽減させながら、より楽しみながら、外出することが増える。

V. 結果

1. 【援助者との関係性の中での成長過程（生活の変化）がみられること】

IVでみてきたように、クライエントAへの支援実践事例を総括・検討していく中では、約2年間という限られた支援期間内における支援経過の分析にあっても、Aとその環境を取り巻く援助者の関わり（介入）によって、クライエントの生活にはある程度の変化の兆しがみえることがわかる（表4「クライエントへの働きかけ（介入）の前と介入手段および介入後の状況」参照）。

2. 【「高齢」「障害者」の実践的課題としての「支援システムの開発要求」があること】

また、「刑余者支援」を引き受け、つなげ、支援している相談支援事業所とその関連専門機関の現場の実際においても「当事者のリアルな声」には「高齢」「障害者」の実践的課題としての「支援システムの開発要求」があることがわかつってきた（表3「クライエントとの対話分析からみる必要な支援・ニーズ」参照）。

VI. 考察

以上、クライエントAへの支援実践事例を用いて刑余者支援事例を分析してきた中で、本稿では社会福祉実践とその近接領域における子育て支援や発達保障の現場などで実践的にいわれてきている実践上のことば（=いわゆる「三間の貧困」から「三間の保障」支援へ（時間・空間・仲間の保障支援））を用いて、IIで挙げた表1「④点の支援ポイント」に着目して考察を深め、当事者支援に必要なものとは何か、当事者の生活構造と支援の過程から明らかになってきたものから、支援ポイントに沿って課題整理をしておく（表6）。

表 6. A 氏の生活構造と支援の過程から明らかにしてきた、生活支援に必要とされる支援ポイント

1. 刑余者本人中心支援 ⇒本人とゆっくり信頼関係を構築しながら、ともに生活のあり方を考えていく支援。 ・時間：(1)刑余者支援には、マイナス体験を繰り返し自尊心や自己肯定感に乏しい当事者への成功体験のプラスサイクルを創りだすための見守りや連携、調整支援という「時間」が必要である。
2. 地域定着支援センターなどの専門関連機関との連携体制の強化 ⇒本人を理解し、支えるための応援協力する姿勢と連携支援。 ・時間：(2)自傷・他害や触法などの深刻な行動問題にも実際的にかかわっていく手立てを、支援者・地域でしっかりと身につけていくこと。地域で長い目で支援環境をつくっていく「時間」が必要である。
3. 地域支援関係者への啓発活動 ⇒本人への理解を地域住民に深めてもらうための支援。 ・仲間：(1)刑余者支援の現場において、孤独感や疎外感をもつ当事者には不安やさみしさを共有しながら苦楽を共にしながら、当事者の生活に応援協力する支援者としての「仲間」が必要である。
4. 刑余者本人が安心して暮らせる居場所と仲間づくり ⇒本人が安心して生活できるための社会資源づくり。 ・仲間：(2)刑余者支援の現場には、孤独感や疎外感をもつ当事者が、仲間と時間を共有するたまればとしての居場所「空間」が必要である。

(＊ケース会議、事例検討研究会から。他（三浦 2003、加藤 2005、柳 2010、等）参照にて著者作成。)

VII. 結論

1. 上記を踏まえ、支援には、どういった役割・機能が求められてきているのかを考察の中から検証してみた。

(1) クライエントの生活をより良いものへと変化させていくために働きかけるものとしては・・・

刑務所退所後、地域で暮らすことが求められる「高齢」「障害者」の刑余者支援現場には支援＝「支援を展開していく活動」が必要である。

(2) 実践的課題：支援＝「支援を展開していく活動」とは「『三間』の保障」（時間・空間・仲間の保障）に向けた社会福祉活動である。また、いいかえれば、ソーシャルワークの実践（ソーシャルワーク・プラクティス）もある、といえよう。

⇒「3つの実践的課題の提起」（表 5、参照）

2. 本稿では、これまでに本実践事例を総括・検討する事例研究の中から導き出された、地域生活定着支援とそれをつなぐ現場におけるひとつの実践的課題を、以下に提起しておく。

表 7. 「支援を展開する活動」3つの実践的課題の提起

1. 「時間」：見守りと支援。支援関係・信頼関係をつくっていくための連携支援。 例. (1) 地域啓発と地域支援に関する研修会の実施： 1) 「医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修」等の実施。 (2) 協力体制機関との連携の充実強化： 1) 事業所と協力体制をとっている保護観察所、2) 指定医療機関、精神保健福祉センター等の専門関連機関

2. 「空間」：居場所づくり（個別ケアと集団ケア）

例. (1)当事者が利用しやすい障害福祉サービスの開発：

1) 高齢期の障害者でも、安心して利用ができる「居場所」としての作業所、デイ・アクティビティセンター（きょうされん、2003）（就労継続B型、生活介護、多機能型など）が必要。

2) 共同生活住居（グループホーム・ケアホーム）あるいは一人暮らしアパートを支援する障害者ヘルパー派遣のシステム保障が必要。

①個室ケア（個）、ユニットケア（小）、全体ケア（中・小）の中で、「個人は集団を媒介にして社会発展に寄与する、集団化する中で社会発展にかかわる」（加藤、2006）

3. 「仲間」：仲間づくり（当事者の仲間づくりと支援関係者の仲間づくり）

例. (1)当事者が気軽にたちよれるサロンやたまりばを地域に創り広げる：

1)当事者会、SST教室、障害者青年学級、たまりば支援活動、文化教室、市民サロンなど

①（特に生きづらさを抱えた現代社会特有のおにぎり一個や乾電池一個レベルの窃盗や万引きなどの犯罪で、加害者や被害者になる可能性の高い知的障害者には、）「社会の矛盾は直接に個人を直撃することがないわけじゃない。しかし『支える集団』があると直接個人に与える影響は緩和される。」（加藤、2006）

（＊ケース会議、事例検討研究会から。他（三浦2003、加藤2005、柳2010、等）参照にて著者作成〔2014、2015〕。）

VIII. おわりに（今後の展望に向けて）

「当事者とともに歩み創りだす社会福祉活動」とは、「地道な草の根での社会福祉活動の取り組み過程そのもの」にある（三浦、2011）、といえよう。益々持ってそう考えてみると、とりわけ、「知的障害」や「高齢」といった社会的なハンディキャップを、いいかえれば、いわば社会の側から「社会的障害」として背負わされている社会的弱者が、特にこのばあいのように刑余者や行動問題を抱えるものとしてのスティグマ的な扱いとして社会的に排除されるのではなく、社会的存在として、全人間的な尊厳をもったかけがえのない存在として、ソーシャルワークの価値・倫理にねざした社会福祉援助を受けることができる仕組みづくりが必要とされてきているのではないだろうか。地域で当事者中心・本人主体の生活者であり続けることを保障していく支援活動のあり方、すなわちノーマライゼーション社会の実現に向かって地域での取り組みについては、今後、実践現場に課せられた社会的使命は非常に重いといえる。特定の個人の問題や地域の問題として取り組まれるものではなく、社会的な問題として個人の生活問題を把握し、一見すれば行動問題として対応されがちな現象を声なき声の代弁活動の過程からみえてくるねがいや生活要求として、丁寧に捉え直していくことが大切である（アセスメント活動）。そして、そういった活動を通して、地域の社会資源を創り育てていく支援ニーズとしてお互いに高め共有していくながら（支援システムの開発要求）、社会的な支援が必要とされてきている、ともいえよう（地域にねざした生活支援システムの構築の必要性＝地域生活支援）。

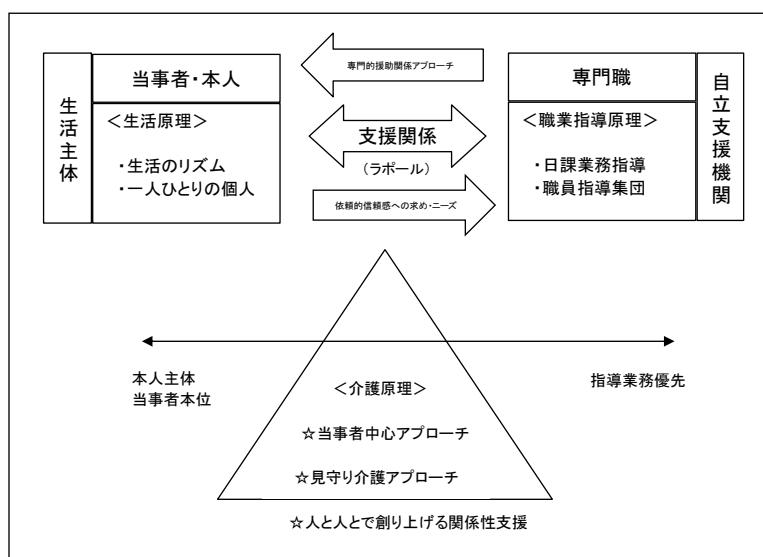
「知的障害」や「高齢」といった社会的にハンディキャップを背負わされている刑余者が孤立無援状態に立たされている現状は、例えば反貧困ネットワークやNPO・POSSEなどの路上生活者や生活困窮者支援の活動からも明らかにされてきている。本人主体のくらしを再構築していくためには、本人に寄り添いながらともに創りだしていく援助の手立てが、地域には極めて乏しいことから再犯という悲劇が繰り返されてきたという実態が、支援の活動のなかから明らかにされてきているのである。こういった先駆的実践の教訓から学び得ることとして、地域社会のなかで孤立し、適切な支援を受けることもなく

再び負のスパイラルに陥ってしまうこと（孤立無援化状態）を防いでゆくためにも、地域には本人の生活を「見守り」、「支える」、応援協力者と支援の輪が広がり深まっていくことが、今日的課題として社会的に必要とされてきているのではないだろうか（⇒「失敗する権利」を保障していくつながりの支援。「やり直せる」ための地域社会づくりの必要性）。また、最近のこういった社会福祉・介護福祉の現場における実践のなかからも、具体的な支援のあり方についてが、生活支援技術の実践（例えば、「介護過程」〔介護福祉士〕、「相談援助の理論と方法」〔社会福祉士〕）としても、少しずつ蓄積されつつ、また明らかにされつつある。日々、「知的障害」や「高齢」といった社会的なハンディキャップを持つ当事者たちが（刑余者や非行問題や行動問題をかかえるものたちも含めて）、ともに地域で暮らす仲間づくり・居場所づくりの社会福祉運動（ソーシャルワーク・アクション）と地域における生活支援の実践（コミュニティ・ライフサポート）の中から、相互に交流しあう中で、少しずつ取り組みを積み上げていく過程は重要である。そして、その実践を深め、仲間と支援者でマイナス体験のみならず成功体験を共有し、前向きに支援と向き合い続けていく姿勢が大切である。今後、こうした各地での草の根での活動がひとつの契機となり、地域間での連携協力体制をも含めたものへ発展し、こうした実践から学ぶ社会福祉援助の輪がやがて重層的・複合的に地域に広がり、深まっていくこと（＝地域福祉・地域生活支援活動のプラスサイクル化）にもつながっていくのではないだろうか（ソーシャルサポート・ネットワークの構築）。

IX. 本研究の限界と残された課題

本稿・実践事例の分析研究では主に「高齢」「知的」という社会的なハンディキャップを持つ刑余者へのアプローチと現場の取り組みから考察を進めてきた。未だ本研究は途上にあり、取り扱い事例（数・量）の制約上、また紙面の都合上、十分に考察・分析・検討が深めていくことには限界がある。本稿・

依存的自立関係のイメージ



実践事例分析の考察を踏まえて見てきたものと、特に「支援を開ける活動」とその機会の保障、及び（以下に参照：図3で支援イメージとして示す）「依存的自立関係」（加藤直樹、1997）の実践論について、実際の実践や事例と重ね合わせ深めていきながら、今後の福祉の現場の実践的課題として、また残された活動研究の課題として、つないでいきたい。

図3. 「刑余者を支えるための『ふつう』を調整する見守り介護のイメージ」

(＊「介護の基本II（第二版）」中央法規、2014、ケース検討会等を参考に筆者作成〔2012,2014〕。)

謝辞：

本研究にあたりご協力くださった、当事者・家族、各関係機関のみなさまと各職員、各専門職のみなさまに心より感謝申し上げます。

註：

1. 「刑余」とは・・・例えば大辞泉によれば「1 以前に刑罰を受けたこと。また、その人。『一の身』、2 寅官(かんがん)。」とある。同義語「前科」と比べると、今日では一般的ではないともいわれる。
2. 「刑余者」とは・・・例えば広辞苑によれば、刑余者とは「かつて刑罰を受けたことのある人、前科のある人のことをいう」とある。また、特に「懲役や禁錮の刑に処せられて、その刑期を終わった満期釈放者を指す」といわれている。それらを踏まえたうえで、京都府公式ホームページによれば、「人権の観点から見ますと、刑期の3分の1経過後に仮に釈放される仮釈放者も刑余者と考えてよいでしょう」としている。

(参照：<http://www.pref.kyoto.jp/koho/dayori/201102/jinken.html>、学校法人同志社総長 大谷實、2014)

3. 本研究は、[植木是、口演発表「高齢知的障害者の刑余者支援現場からの一考察～地域生活定着支援センターとの連携現場から～」第22回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（鹿児島大会）研究報告集、pp121-122、2014年]（注；〈活動研究助成：（一社）三重県社会福祉士会「会員研究活動助成事業」受託〉の一環で、学会発表したものである）等と、その他筆者による継続的な活動研究を基に再考、加筆・修正したもの、である。

参考文献：

- ・資料「サービス管理に関する実態調査報告書」三重県知的障害者福祉協会調査委員会、2013年3月
- ・資料「地域生活定着支援センターの機能充実に向けた調査研究事業報告書」社団法人 日本社会福祉士会リーガルソーシャルワーク研究委員会、2011年3月
- ・加藤直樹ほか編著『講座青年・成人期障害者の発達保障：集団と人格発達』第3巻、人間発達研究所、1989年
- ・加藤直樹「私の人間発達論」『立命館大学産業社会論集』第42巻第1号、2006年
- ・加藤直樹、峰島厚、山本隆編著『人間らしく生きる福祉学』ミネルヴァ、2005年
- ・資料「人材育成支援にかかる研究会資料」三重県社会福祉士会相談支援専門員協会支援委員会、2013年
- ・三浦敏郎＜第1分科会＞「入所施設の役割を改めて考える」第25回全国自閉症者施設協議会岐阜大会、2011年
- ・柳誠四郎「普通の暮らしを作る」れんげの里便り第5号、2010年12月
- ・柳誠四郎「みんなでくらす」れんげの里便り第2号、2010年10月
- ・加藤直樹「障害者の自立と発達保障」全障研出版、1997年
- ・植木是「『相談支援事業所』における相談支援専門員としての『社会福祉士』の役割と課題」東海学院大学紀要第7号（通号33号）、2014年
- ・植木是【口演発表】「高齢知的障害者の刑余者支援現場からの一考察～地域生活定着支援センターとの連携現

高齢化した知的障害者の地域生活移行／地域生活定着支援のあり方についての一考察

場から～」第22回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（鹿児島大会）研究報告集、pp121－122、2014年